

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備 及び運営に関する基準を定める条例の概要について

認定こども園法の改正（*）により、幼保連携型認定こども園が、学校としての教育及び児童福祉施設としての保育を提供する単一の認可施設として位置付けられ、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年4月30日内閣府、文部科学省及び厚生労働省令第1号）」が定められました。

省令が示す基準については、本県において、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから、省令に規定する内容を本県の基準としました。

また、現行の「認定こども園の認定要件等に関する条例」において規定する県独自基準（「十分な情報開示」をはじめとする8項目）についてそのまま新条例に盛り込みました。

（*）認定こども園法の改正とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）をいいます。

条	規定する項目	概 要
1	趣旨	当該条例が幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準について定めていることを規定。
2	この条例で定める基準の目的	幼保連携型認定こども園の子どもが、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障することを規定。
3	この条例で定める基準の向上	県は、幼保連携型認定こども園に対し、当該条例で定める基準を常に向上させるように努め、当該条例で定める基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができることを規定。
4	この条例で定める基準と幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園の設置者は、当該条例で定める基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならないことを規定。
5	一般原則	幼保連携型認定こども園の設置者は、子どもの人権に十分配慮し、一人一人の人格を尊重し、地域社会との交流及び連携を図り、子どもの保護者及び地域社会に対し運営の内容を適切に説明するよう努め、必要な設備を設けなければならないことを規定。
6	職員の知識及び技能の向上等	幼保連携型認定こども園の職員は、常に自己研鑽（さん）に励み、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努め、幼保連携型認定こども園の設置者は、職員の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならないことを規定。
7	差別的取扱いの禁止	幼保連携型認定こども園においては、子どもの国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならないことを規定。

条	規定する項目	概要
8	虐待等の禁止	幼保連携型認定こども園の職員は、身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること等、子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないことを規定。
9	懲戒に係る権限の濫用禁止	幼保連携型認定こども園の園長は、懲戒に関し子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならないことを規定。
10	秘密保持等	幼保連携型認定こども園の職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならず、幼保連携型認定こども園の設置者は、職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならないことを規定。
11	苦情への対応	幼保連携型認定こども園の設置者は、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の措置を講じなければならないことを規定。
12	学級の編制の基準	教育課程に基づく教育を行う園児について学級を編制すること及び園児数について規定。
13	職員	幼保連携型認定こども園が置かなければならない職員の数等及び置くよう努めなければならない職員の数等について規定。
14	施設及び設備に関する一般的基準	幼保連携型認定こども園は、運営上適切で、通園の際安全な環境に位置を定めなければならないが、幼保連携型認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならないことを規定。
15	園舎及び園庭	幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならないことを規定。
16	園舎に備えるべき設備	幼保連携型認定こども園が園舎に備えなければならない設備及び備えるよう努めなければならない設備について規定。
17	他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員及び他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねるときの設備	幼保連携型認定こども園の設置者は、当該幼保連携型認定こども園の設備及び職員の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備及び他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねることができることを規定。
18	園具及び教具	幼保連携型認定こども園には、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な園具及び教具を備えなければならないことを規定。
19	子育て支援事業の内容	幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行い、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努めることを規定。

条	規定する項目	概要
20	掲示	幼保連携型認定こども園の設置者は、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならないことを規定。
21	十分な情報開示 (三重県独自規定)	幼保連携型認定こども園の設置者は、保護者が多様な施設から必要な施設を適切に選択できるよう、十分な情報開示に努めることを規定。
22	食育及び地産地消の推進 (三重県独自規定)	幼保連携型認定こども園の設置者は、食育を推進するとともに、給食等において地域で生産されたものを使用することに努める等、地域に対する関心が深められるよう努めることを規定。
23	防災、防犯等による健康及び安全確保 (三重県独自規定)	幼保連携型認定こども園の設置者は、防災、防犯等により子どもの健康及び安全を確保するよう努めるとともに、事故等が発生した場合の補償を円滑に行うよう努めることを規定。
24	地域における次世代育成支援対策等への協力 (三重県独自規定)	幼保連携型認定こども園の設置者は、地域における次世代育成支援対策等に協力するよう努めることを規定。
25	運営状況評価の実施及び結果の公表 (三重県独自規定)	幼保連携型認定こども園の設置者は、幼保連携型認定こども園の運営の状況について子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表に努めるとともに教育及び保育の質の向上に努めることを規定。
26	非常災害対策 (三重県独自規定)	幼保連携型認定こども園の設置者は、震災、風水害、火災その他の災害（以下「非常災害」といいます。）に対処するため、消火器、非常口その他必要な設備を設けるよう努めるとともに、施設の実情に応じた、非常災害の発生時の安全確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた具体的計画を策定し、並びに当該計画を定期的に全ての職員に周知するよう努めることを規定。
27	避難訓練等の実施 (三重県独自規定)	幼保連携型認定こども園の設置者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、消火訓練その他必要な訓練を行うよう努めることを規定。
28	必要な体制の整備及び従事者研修の実施 (三重県独自規定)	幼保連携型認定こども園の設置者は、子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うよう努めるとともに、子どもの教育及び保育に従事する者に対し研修を実施するよう努めることを規定。
29	履修困難な教科の学習	園児が心身の状況によって履修することが困難な各教科は、その園児の心身の状況に適合するように課さなければならないことを規定。
30	設備の基準の特例	設備基準要件を満たす幼保連携型認定こども園の満3歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができることを規定。

条	規定する項目	概 要
31	その他運営に関する基準	その他、食事、保護者との連絡、教育及び保育を行う期間及び時間等、運営に関する基準について規定。

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布します。

平成二十六年十二月二十四日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第九十三号

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める
条例

(趣旨)

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。）第十三条第一項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園（知事の監督に属する法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(この条例で定める基準の目的)

第二条 法第十三条第一項の規定により県が条例で定める基準（次条及び第四条において「この条例で定める基準」という。）は、幼保連携型認定こども園の子ども（法第二条第一項に規定する子どもをいう。以下同じ。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身共に健やかに育成されることを保障するものとする。

(この条例で定める基準の向上)

第三条 知事は、法第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴き、幼保連携型認定こども園に対し、この条例で定める基準を超えて、その設備及び運営の水準を向上させるように勧告することができる。

2 県は、この条例で定める基準を常に向上させるように努めるものとする。

(この条例で定める基準と幼保連携型認定こども園)

第四条 幼保連携型認定こども園の設置者は、この条例で定める基準を超えて、常にその設備及び運営の水準を向上させなければならない。

2 この条例で定める基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている幼保連携型認定こども園においては、この条例で定める基準を理由として、その設備又は運営の水準を低下させてはならない。

(一般原則)

第五条 幼保連携型認定こども園の設置者は、子どもの人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、当該幼保連携型認定こども園の運営を行わなければならない。

2 幼保連携型認定こども園の設置者は、地域社会との交流及び連携を図り、子どもの保護者及び地域社会に対し、当該幼保連携型認定こども園の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 幼保連携型認定こども園には、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

(職員の知識及び技能の向上等)

第六条 幼保連携型認定こども園の職員は、常に自己研鑽^{けんさん}に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園の設置者は、職員の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。

(差別的取扱いの禁止)

第七条 幼保連携型認定こども園の設置者は、子どもの国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用の負担によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第八条 幼保連携型認定こども園の職員は、子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第九条 法第十四条第一項に規定する園長は、児童福祉法第四十七条第三項の規定により懲戒に関し子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与える行為、人格を辱める行為その他懲戒に係る権限を濫用する行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第十条 幼保連携型認定こども園の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又は当該子どもの家族の秘密を漏らしてはならない。

2 幼保連携型認定こども園の設置者は、当該幼保連携型認定こども園の職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又は当該子どもの家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第十一条 幼保連携型認定こども園の設置者は、子ども又は当該子どもの保護者等からの教育及び保育(満三歳未満の子どもについては、その保育。以下同じ。)並びに子育ての支援に関する苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 幼保連携型認定こども園の設置者は、子どもに対して行った教育及び保育並びに子育ての支援について、都道府県又は市町村からの指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行うよう努めるものとする。

3 幼保連携型認定こども園の設置者は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第八十三条の運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査に協力するよう努めるものとする。

(学級の編制の基準)

第十二条 満三歳以上の園児(法第十四条第六項に規定する園児をいう。以下同じ。)については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 一学級の園児の数は、三十五人以下を原則とする。

3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

(職員)

第十三条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指

導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を一人以上置かなければならない。

- 2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。
- 3 前二項に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員の数は、規則で定める。
- 4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第三十条の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあつては、調理員を置かないことができる。
- 5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

- 一 副園長又は教頭
- 二 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
- 三 事務職員

（施設及び設備に関する一般的基準）

第十四条 幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。

- 2 幼保連携型認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

（園舎及び園庭）

第十五条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

- 2 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。
- 3 前二項に定めるもののほか、園舎及び園庭に関し必要な基準は、規則で定める。

（園舎に備えるべき設備）

第十六条 園舎には、次に掲げる設備（第一号に掲げる設備については、満二歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。）を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

- 一 職員室
- 二 乳児室又はほふく室
- 三 保育室
- 四 遊戯室
- 五 保健室
- 六 調理室
- 七 便所
- 八 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

- 2 保育室（満三歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下つてはならない。
- 3 満三歳以上の園児に対する食事の提供について、第三十条に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあつては、第一項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の

提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

4 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児の数が二十人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第一項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

5 第一項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。

- 一 放送聴取設備
- 二 映写設備
- 三 水遊び場
- 四 園児清浄用設備
- 五 図書室
- 六 会議室

6 前各項に定めるもののほか、園舎に備えるべき設備に関し必要な基準は、規則で定める。

(他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員及び他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねるときの設備)

第十七条 幼保連携型認定こども園の設置者は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を、他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねさせることができる。ただし、園児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

2 幼保連携型認定こども園の設置者は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を、他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねさせることができる。ただし、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所については、この限りでない。

(園具及び教具)

第十八条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(子育て支援事業の内容)

第十九条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

(揭示)

第二十条 幼保連携型認定こども園の設置者は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。

(十分な情報開示)

第二十一条 幼保連携型認定こども園の設置者は、保護者が多様な施設から必要な施設を適切に選択できるよう、十分な情報開示に努めるものとする。

(食育及び地産地消の推進)

第二十二条 幼保連携型認定こども園の設置者は、食育を推進するとともに、給食等において地域で生産されたものを使用するよう努めること等を通じて、地域に対する関心が深められるよう努めるものとする。

(防災、防犯等による健康及び安全確保)

第二十三条 幼保連携型認定こども園の設置者は、防災、防犯等により子どもの健康及び安全を確保するとともに、事故等が発生した場合の補償を円滑に行うよう努めるものとする。

(地域における次世代育成支援対策等への協力)

第二十四条 幼保連携型認定こども園の設置者は、地域における次世代育成支援対策（次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二十号）第二条に規定する次世代育成支援対策をいう。）等に協力するよう努めるものとする。

(運営状況評価の実施及び結果の公表)

第二十五条 幼保連携型認定こども園の設置者は、幼保連携型認定こども園の運営の状況について子どもの視点に立った評価を行い、その結果を公表するとともに、教育及び保育の質を向上させるよう努めるものとする。

(非常災害対策)

第二十六条 幼保連携型認定こども園の設置者は、震災、風水害、火災その他の災害（以下この条及び次条において「非常災害」という。）に対処するため、消火器、非常口その他必要な設備を設けるとともに、施設の実情に応じた、非常災害の発生時の安全確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた具体的計画を策定し、並びに当該計画を定期的に全ての職員に周知するよう努めるものとする。

(避難訓練等の実施)

第二十七条 幼保連携型認定こども園の設置者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、消火訓練その他必要な訓練を行うよう努めるものとする。

(必要な体制の整備及び従事者研修の実施)

第二十八条 幼保連携型認定こども園の設置者は、子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、子どもの教育及び保育に従事する者に対し研修を実施するよう努めるものとする。

(履修困難な教科の学習)

第二十九条 園児が心身の状況によって履修することが困難な各教科は、当該園児の心身の状況に適合するように課さなければならない。

(設備の基準の特例)

第三十条 規則で定める要件を満たす幼保連携型認定こども園の設置者は、当該幼保連携

型認定こども園の満三歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。

(その他運営に関する基準)

第三十一条 この条例に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。次項において「一部改正法」という。）の施行の日から施行する。
- 2 みなし幼保連携型認定こども園（一部改正法附則第三条第一項の規定により法第十七条第一項の設置の認可があつたものとみなされた旧幼保連携型認定こども園（一部改正法による改正前の法第七条第一項に規定する認定こども園である一部改正法による改正前の法第三条第三項に規定する幼保連携施設（幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。）をいう。）の設備については、第十五条、第十六条及び第十八条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

この規則は、公布の日から施行する。

現業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十六年十二月二十四日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第七十一号

現業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則(昭和五十年三重県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

別表第四中

46	47	48	49	49	50	50	51	51	52
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

を

45	46	46	47	47	48	48	49	50	51
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第四の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

地方独立行政法人三重県立総合医療センターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十六年十二月二十四日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第七十二号

地方独立行政法人三重県立総合医療センターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

地方独立行政法人三重県立総合医療センターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成二十四年三重県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別記様式中

地方公務員法第26条の5第1項に規定する甲已政務専任兼をして いる者	
---------------------------------------	--

を

地方公務員法第26条の5第1項に規定する甲已政務専任兼をして いる者	
地方公務員法第26条の6第1項に規定する配属兼同行兼をして いる者	

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布します。

平成二十六年十二月二十四日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第七十三号

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十六年三重県条例第九十三号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則における用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(職員の数)

第三條 条例第十三條第三項の幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数に、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数に、常時二人を下つてはならない。

園児の区分	員数
一 満四歳以上の園児	おおむね三十人につき一人
二 満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね二十人につき一人
三 満一歳以上満三歳未満の園児	おおむね六人につき一人
四 満一歳未満の園児	おおむね三人につき一人

備考

- 一 この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四條第二項に規定する普通免許状をいう。以下この号において同じ)を有し、かつ、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十八條の十八第一項の登録(以下この号において「登録」という)を受けた者に限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。
- 二 この表に定める員数は、同表の上欄の園児の区分ごとに下欄の園児の数に応じ定める数を合算した数とする。
- 三 この表の第一号及び第二号に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。
- 四 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を一人増加するものとする。

(園舎及び園庭)

第四條 条例第十五條第三項の園舎及び園庭に関し必要な基準は、次項から第六項までに定めるところによる。

- 2 園舎は、二階建以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、三階建以上とすることができる。
- 3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下この項及び次項において「保育室等」という)は、一階に設けるものとする。ただし、園舎が第九條第一号、第二号及び第六号に掲げる要件を満たすときは保育室等を二階に、前項ただし書の規定により園舎を三階建以上とする場合であつて、同條第二号から第八号までに掲げる要件を満たすときは保育室等を三階以上の階に設けることができる。
- 4 前項ただし書の場合において、三階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満三歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。
- 5 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。
 - 一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積
一学級	百八十平方メートル
二学級以上	百平方メートルに学級数から二を減じて得た数を乗じて得た面積に三百二十平方メートルを加えて得た面積

- 二 満三歳未満の園児の数に応じ、次条第三項の規定により算定した面積
- 6 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。
 - 一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積
 - イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積
二学級以下	三十平方メートルに学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えて得た面積
三学級以上	八十平方メートルに学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えて得た面積

- ロ 満三歳以上の園児一人につき三・三平方メートル
- 二 満二歳以上満三歳未満の園児一人につき三・三平方メートル

(園舎に備えるべき設備)

第五條 条例第十六條第六項の園舎に備えるべき設備に関し必要な基準は、次項及び第三項に定めるところによる。

- 2 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。
- 3 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定めるものとする。

- 一 乳児室の面積は、満二歳未満の園児のうちほふくしないもの一人につき一・六五平方メートル以上であること。
- 二 ほふく室の面積は、満二歳未満の園児のうちほふくするもの一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 三 乳児室及びほふく室を一の部屋として満二歳未満の園児の保育を行う場合には、満二歳未満の園児の安全等を確保するため、満二歳未満の園児のうちほふくしないもの一人につき一・六五平方メートル以上、満二歳未満の園児のうちほふくするもの一人につき三・三平方メートル以上の面積を確保すること。
- 四 保育室又は遊戯室の面積は、満二歳以上の園児一人につき一・九八平方メートル以上であること。

(設備の基準の特例)

第六条 条例第三十条の規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- 一 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、当該幼保連携型認定こども園の管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得る体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- 二 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所及び市町等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にあること等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- 三 調理業務を委託するときは、当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、当該調理業務を適切に遂行できる能力を有する者を当該調理業務の受託者とする事。
- 四 保育を必要とする子どもに該当する園児の年齢及び発達段階並びに健康状態に応じた食事を提供するとともに、アレルギー、アトピー等に配慮し、必要な栄養量を与えること等保育を必要とする子どもに該当する園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- 五 食を通じた保育を必要とする子どもに該当する園児の健全育成を図る観点から、保育を必要とする子どもに該当する園児の発達及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画を作成し、当該計画に基づき食事を提供しよう努めること。

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第七条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- 一 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、二十九週を下つてはならないこと。
 - 二 教育に係る標準的な一日当たりの時間(次号において「教育時間」という。)は、四時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。
 - 三 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間(満三歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。)は、一日につき八時間を原則とすること。
- 2 前項第三号の時間については、その地域における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

(食事)

第八条 幼保連携型認定こども園において、保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法(条例第十七条第二項の規定により、当該幼保連携型認定こども園の調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

- 2 幼保連携型認定こども園において、保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、その献立は、変化に富み、保育を必要とする子どもに該当する園児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとするよう努めなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養量並びに保育を必要とする子どもに該当する園児の心身の状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 5 幼保連携型認定こども園の設置者は、保育を必要とする子どもに該当する園児の健康な生活の基本としての食を旨む力の育成に努めなければならない。

(設備)

第九条 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下この条において「保育室等」という。)を二階に設ける建物は、次の第一号、第二号及び第六号に掲げる要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次の第二号から第八号までに掲げる要件に該当するものであることとする。

- 一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物であること。
- 一 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に及び、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる設備が一以上設けられていること。

階	区分	設備
二階	常用	一 屋内階段 二 屋外階段
	避難用	一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。） 二 待避上有効なバルコニー 三 建築基準法第二条第七号の二に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 四 屋外階段
三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 二 屋外階段
	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。） 二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 三 屋外階段
四階以上	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 二 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くこととの出来る窓若しくは排煙設備（同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。） 二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 三 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

三 前号の表に掲げる設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。

四 調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。）以外の部分と調理室の部分と、建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第一百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

イ スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。

ロ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

五 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料により行っていること。

六 保育室等園児が出入りし、又は通行する場所に、園児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

七 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

八 カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

（保護者との連絡）

第十条 園長は、園児の保護者と常に密接な連絡をとり、教育及び保育の内容及び、当該保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法

律（平成二十四年法律第六十六号。次項において「一部改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置）

2 施行日から起算して五年間は、第三条の規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園（一部改正法附則第三条第一項の規定により法第十七条第一項の設置の認可があつたものとみなされた旧幼保連携型認定こども園（一部改正法による改正前の法第七条第一項に規定する認定こども園である一部改正法による改正前の法第三条第三項に規定する幼保連携施設（幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。）をいう。）をいう。次項において同じ。）の職員配置については、なお従前の例によることができる。

3 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第四条及び第五条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

（幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例）

4 施行日から起算して五年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第三条の規定の適用については、同条の表備考第一号中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。

（幼保連携型認定こども園の設置に係る特例）

5 施行日の前日において既に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項から附則第七項までにおいて同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第四條第三項及び第六項並びに第五條第三項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句												
第四條第三項	第九條第一号、第二号及び第六号に掲げる要件を満たす	耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える												
第四條第六項	<p>一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="446 1198 821 1556"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二学級以下</td> <td>三十平方メートルに学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えて得た面積</td> </tr> <tr> <td>三学級以上</td> <td>八十平方メートルに学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えて得た面積</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 満三歳以上の園児一人につき三・三平方メートル</p>	学級数	面積	二学級以下	三十平方メートルに学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えて得た面積	三学級以上	八十平方メートルに学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えて得た面積	<p>一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="877 1198 1292 1556"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二学級以下</td> <td>三十平方メートルに学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えて得た面積</td> </tr> <tr> <td>三学級以上</td> <td>八十平方メートルに学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えて得た面積</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積	二学級以下	三十平方メートルに学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えて得た面積	三学級以上	八十平方メートルに学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えて得た面積
学級数	面積													
二学級以下	三十平方メートルに学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えて得た面積													
三学級以上	八十平方メートルに学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えて得た面積													
学級数	面積													
二学級以下	三十平方メートルに学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えて得た面積													
三学級以上	八十平方メートルに学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えて得た面積													
第五條第三項	<p>一 乳児室の面積は、満二歳未満の園児のうちほふくしないもの一人につき一・六五平方メートル以上であること。</p> <p>二 ほふく室の面積は、満二歳未満の園児のうちほふくするもの一人につき三・三平方メートル以上であること。</p> <p>三 乳児室及びほふく室を一の部屋として満二歳未満の園児の保育を行う場合には、満二歳未満の園児の安全等を確保するため、満二歳未満の園児のうちほふくしないもの一人につき一・六五平方メートル以上、満二歳未満の園児のうちほふくするもの一人につき三・三平方メートル以上の面積を確保する</p>	<p>一 乳児室の面積は、満二歳未満の園児のうちほふくしないもの一人につき一・六五平方メートル以上であること。</p> <p>二 ほふく室の面積は、満二歳未満の園児のうちほふくするもの一人につき三・三平方メートル以上であること。</p> <p>三 乳児室及びほふく室を一の部屋として満二歳未満の園児の保育を行う場合には、満二歳未満の園児の安全等を確保するため、満二歳未満の園児のうちほふくしないもの一人につき一・六五平方メートル以上、満二歳未満の園児のうちほふくするもの一人につき三・三平方メートル以上の面積を確保する</p>												

こと。	こと。
四 保育室又は遊戯室の面積は、満三歳以上の園児一人につき一・九八平方メートル以上であること。	

6 施行日の前日において現に保育所（その運営の業績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第四条第三項、第五項及び第六項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句												
第四条第五項 <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一学級</td> <td>百八十平方メートル</td> </tr> <tr> <td>三学級以上</td> <td>百平方メートルに学級数から二を減じて得た数を乗じて得た面積に三百二十平方メートルを加えて得た面積</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積	一学級	百八十平方メートル	三学級以上	百平方メートルに学級数から二を減じて得た数を乗じて得た面積に三百二十平方メートルを加えて得た面積	一 次の表の上欄に掲げる学級数に及び、それぞれ同表の下欄に定める面積 <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一学級</td> <td>百八十平方メートル</td> </tr> <tr> <td>三学級以上</td> <td>百平方メートルに学級数から二を減じて得た数を乗じて得た面積に三百二十平方メートルを加えて得た面積</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積	一学級	百八十平方メートル	三学級以上	百平方メートルに学級数から二を減じて得た数を乗じて得た面積に三百二十平方メートルを加えて得た面積	一 満三歳以上の園児の数に及び、次条第三項の規定により算定した面積
学級数	面積													
一学級	百八十平方メートル													
三学級以上	百平方メートルに学級数から二を減じて得た数を乗じて得た面積に三百二十平方メートルを加えて得た面積													
学級数	面積													
一学級	百八十平方メートル													
三学級以上	百平方メートルに学級数から二を減じて得た数を乗じて得た面積に三百二十平方メートルを加えて得た面積													
第四条第六項 <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二学級以下</td> <td>三十平方メートルに学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えて得た面積</td> </tr> <tr> <td>三学級以上</td> <td>八十平方メートルに学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えて得た面積</td> </tr> </tbody> </table> ロ 満三歳以上の園児一人につき三・三平方メートル	学級数	面積	二学級以下	三十平方メートルに学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えて得た面積	三学級以上	八十平方メートルに学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えて得た面積	一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 イ 次の表の上欄に掲げる学級数に及び、それぞれ同表の下欄に定める面積 <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二学級以下</td> <td>三十平方メートルに学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えて得た面積</td> </tr> <tr> <td>三学級以上</td> <td>八十平方メートルに学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えて得た面積</td> </tr> </tbody> </table> ロ 満三歳以上の園児一人につき三・三平方メートル	学級数	面積	二学級以下	三十平方メートルに学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えて得た面積	三学級以上	八十平方メートルに学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えて得た面積	一 満三歳以上の園児一人につき三・三平方メートル
学級数	面積													
二学級以下	三十平方メートルに学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えて得た面積													
三学級以上	八十平方メートルに学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えて得た面積													
学級数	面積													
二学級以下	三十平方メートルに学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えて得た面積													
三学級以上	八十平方メートルに学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えて得た面積													

7 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であつて、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭（第四条第六項第一号に掲げる面積以上の面積のものに限る。）を設けるものは、当分の間、条例第十五条第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満三歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

- 一 園児が安全に移動できる場所であること。
- 二 園児が安全に利用できる場所であること。
- 三 園児が日常的に利用できる場所であること。
- 四 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十六年十二月二十四日